



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 2月19日火曜日 第1332号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則..... 201

告 示

医師の指定..... 202

指定医師の所在地の変更..... 202

土地改良区の定款変更の認可..... 203

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 203

付保義務の発生..... 203

付保義務の消滅..... 203

道路の供用開始（県道大三島環状線）..... 203

道路の区域変更（県道伊予川内線）..... 203

道路の供用開始（ " ）..... 204

道路の区域変更（県道大瀬川中線）..... 204

道路の区域変更（一般国道 441 号外）..... 204

道路の供用開始（ " ）..... 205

道路の区域変更（県道宿毛津島線）..... 205

道路の供用開始（ " ）..... 205

道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）..... 205

道路の供用開始（ " ）..... 206

電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 206

特定計量器の定期検査の実施..... 206

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 207

規 則

○愛媛県規則第 5 号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「貸付の」を「貸付けの」に、「貸付に」を「貸付けに」に、「別表」を「別表第 1 及び別表第 2 」に改め、同条第 3 号中「生活福祉資金貸付事業について、」を「別表第 1 に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「更生資金等貸付事業」という。）及び別表第 2 に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「離職者支援資金貸付事業」という。）について、それぞれ」に改め、同条第 4 号中「生活福祉資金貸付事業」を「更生資金等貸付事業又は離職者支援資金貸付事業」に改める。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) 生活福祉資金欠損補てん金及び事務費支出予定書（離職者支援資金貸付事業にあつては、生活福祉資金事務費支出予定書）

第 4 条中「生活福祉資金貸付事業について、」を「更生資金等貸付事業及び離職者支援資金貸付事業について、それぞれ」に改める。

別表中「生活福祉資金」の下に「（離職者支援資金を除く。）」を加え、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

離職者支援資金の貸付基準

(1) 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、生計中心者の失業により生計の維持が困難となつた世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。

ア 当該生計中心者が就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること。

イ 当該生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること。

ウ 当該生計中心者が離職の日から 2 年（特別の場合は、3 年）を超えていないこと。

エ 当該生計中心者が雇用保険法（昭和49年法律第 116 号）の規定による求職者給付（同法第10条第 3 項に規定するものを除く。）を受給中でないこと。

(2) 貸付期間

貸付けを希望する月から12月以内の期間とする。ただし、次の期間においては、貸付けを行わないものとする。

ア 生計中心者の離職の日から 2 年（特別の場合は、3 年）を経過した日の属する月の翌月以降の期間

イ 生計中心者が就職した場合は、就職した日の属する月の翌々月以降の期間

(3) 貸付限度額

月額20万円とする。ただし、単身世帯にあつては、月額10万円とする。

(4) 貸付方法

原則として毎月交付する。

(5) 貸付金の償還期限

据置期間経過後 5 年以内とする。

(6) 据置期間

貸付期間終了後 6 月以内とする。

(7) 償還方法

月賦とする。

(8) 貸付利子

据置期間経過後年 3 パーセントとする。

(9) 延滞利子

1 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。

）が定められた償還期限までに償還金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌月の初日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 1により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(10) 償還金の支払猶予

借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金の支払を猶予することができる。この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする。

(11) 償還金の支払免除

借受人の死亡その他やむを得ない事情により償還金を支払うことができなくなつたと認められるときは、当該償還金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

(12) 連帯保証人

1 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立てるものとする。ただし、借入れの予定総額が120万円以内の場合は、連帯保証人を1人とする事ができる。

2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。

3 連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者であつて、県内に居住する者とする。ただし、2親等以内の親族にあつては、県内に居住していない場合であつても連帯保証人としてすることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の規定は、平成13年11月16日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第 344 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	県立今治病院	岩 田 真 治	今治市石井町四丁目5番5	平成 14年2月1日
”	”	県立新居浜病院	瀬 野 利 太	新居浜市本郷三丁目1番1号	”
”	整 形 外 科	愛媛労災病院	松 本 慶 政	新居浜市南小松原町13番27号	”
じん臓・小腸機能障害	外 科	宇和島社会保険病院	増 田 潤	宇和島市賀古町二丁目1番37号	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	”	”	日 前 敏 子	”	”

○愛媛県告示第 345 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
溝 淵 睦 彦	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	財団法人正光会今治病院	今治市高市甲786番地13	平成13年 8月31日
根 津 賢 司	国立療養所愛媛病院	温泉郡重信町大字横河原366	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433番地1	平成13年 9月1日
柳 田 一	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638番地	”	”	”
古 田 茂	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638番地	”
門 田 治	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成13年 3月30日

中 塚 博 貴	〃	〃	済 生 会 西 条 病 院	西 条 市 朔 日 市 269 - 1	平 成 13 年 5 月 31 日
田 川 雅 彦	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新 居 浜 市 本 郷 三 丁 目 1 番 1 号	愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院	南 宇 和 郡 城 辺 町 甲 2433 番 地 1	平 成 14 年 1 月 1 日
島 瀬 公 一	宇 和 島 社 会 保 険 病 院	宇 和 島 市 賀 古 町 二 丁 目 1 - 37	し ま せ 医 院	宇 和 島 市 保 田 甲 856 - 1	平 成 13 年 4 月 1 日

○愛媛県告示第 346 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市中村土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 347 号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・波谷下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 波方町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・波谷下地区）計画書の写し
 - 波方町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成14年2月20日から3月19日まで
- 縦覧場所
波方町役場

○愛媛県告示第 348 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第

○愛媛県告示第 350 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	越智郡大三島町大字口総1370番 2 から 同大字2410番 2 まで	平成14年2月22日

○愛媛県告示第 351 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（八幡浜地方局管内）

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第 349 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成10年2月愛媛県告示第 278 号）による保険に付すべき義務は、平成14年2月18日限り消滅したので、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（八幡浜地方局管内）

四ツ浜加入区

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予川内線	松山市大橋町347番5から 同町366番2まで	旧	メートル 6.8～8.4	キロメートル 0.248	
			新	11.0～13.4	0.248	

○愛媛県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予川内線	松山市大橋町347番5から 同町366番2まで	平成14年3月2日

○愛媛県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町大瀬中央132番3から 同町大瀬中央455番2まで	旧	メートル 5.8～22.5 27.2～74.5	キロメートル 0.130 0.067	
			新	27.2～74.5	0.067	

○愛媛県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字野村8号189番3から 同大字10号365番地先まで	旧	メートル 8.2～53.8	キロメートル 1.221	
			新	16.4～57.2	1.221	
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字予子林7331番3から 同大字7330番5まで	旧	20.7～29.7	0.026	
			新	21.9～52.0	0.026	
"	"	東宇和郡野村町大字予子林7475番3から 同大字7511番3まで	旧	22.0～47.3	0.108	
			新	24.6～71.3	0.108	
"	"	東宇和郡野村町大字大野ヶ原358番2地先から 同大字352番3まで	旧	4.3～6.0	0.552	
			新	8.1～20.6	0.552	

○愛媛県告示第 355 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	東宇和郡野村町大字野村 8 号189番 3 から 同大字10号365番地先まで	平成14年 2月19日
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字予子林7331番 3 から 同大字7330番 5 まで	"
"	"	東宇和郡野村町大字予子林7475番 3 から 同大字7511番 3 まで	"
"	"	東宇和郡野村町大字大野ヶ原358番 2 地先から 同大字352番 3 まで	"

○愛媛県告示第 356 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内 3 番 1 地先	旧	メートル 5.0~10.0	キロメートル 0.120	起終点は北 宇和郡津島 町横吹山20 林班る、へ 小班
			新	13.0~28.5	0.112	

○愛媛県告示第 357 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内 3 番 1 地先	平成14年 2月19日

○愛媛県告示第 358 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町中泊985番 1 地先から 同町中泊983番 1 地先まで	旧	メートル 23.5~32.5	キロメートル 0.035	
			新	24.0~53.5	0.035	

○愛媛県告示第 359 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町中泊985番1地先から 同町中泊983番1地先まで	平成14年 2月19日

○愛媛県告示第 360 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	敷地の員幅	延長
国道	320号	宇和島市恵美須町一丁目606番地先から 同市天神町 3 番22地先まで	メートル 7.0~35.5	メートル 444.0

○愛媛県告示第 361 号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、八幡浜市、西宇和郡、宇和島市、南宇和郡、北宇和郡の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項各号に規定する特定計量器の検査は、平成14年 4 月 1 日から12月27日までの間において実施する。
平成14年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器	
平成14年 午前10時から 4月15日 午後3時まで	八幡浜市役所	八幡浜市	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり	
" 16日 午前10時から 午後3時まで	神山地区公民館			
" 17日 午前10時から 午前11時30分まで	J A 西宇和川上共撰場			
" 17日 午後1時から 午後3時まで	J A 西宇和真穴共撰場			
" 18日 午前10時から 午前11時30分まで	千丈地区公民館			
" 18日 午後1時から 午後3時まで	八幡浜市役所日土支所			
" 19日 午前10時から 午後3時まで	八幡浜市総合福祉文化センター			
" 22日 午前10時から 午後3時まで	八幡浜市役所			
" 23日 午前10時30分から 正午まで	三瓶町農村研修センター			三瓶町
" 23日 午後1時30分から 午後3時まで	三瓶北公民館			
" 24日 午前10時30分から 午後3時まで	三瓶町役場	保内町		
5月7日 午前10時から 午後3時まで	保内町中央公民館			
" 8日 午前10時正 午後	伊方町町民会館	伊方町		

" 8日 午後1時から 午後3時まで	伊方町役場町見支所	宇和島市	
" 9日 午前11時から 午後3時まで	瀬戸町民センター		瀬戸町
" 10日 午前11時から 午後3時まで	三崎町商工会		三崎町
" 13日 午前11時から 午後3時まで	市立図書館		
" 14日 午前10時から 午前11時まで	定期船待合所（日振島ボケットパーク）		
" 14日 午後1時から 午後2時まで	J A えひめ南宇和海第 2 支所		
" 14日 午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南嘉島出張所		
" 15日 午前10時から 午前11時まで	J A えひめ南九島支所		
" 15日 午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南来村出張所		
" 16日 午前11時から 午前11時30分まで	J A えひめ南蔦淵出張所		
" 16日 午後1時から 午後2時まで	J A えひめ南宇和海第 1 支所		
" 16日 午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南下波支所		
" 17日 午前10時から 午後3時まで	市立図書館		
" 20日 午前11時から 午後3時まで	和霊公民館		
" 21日 午前9時から 午後3時まで	宇和島市役所		
" 22日 午前9時から 午後3時まで	宇和島市役所		
6月3日 午後1時から 午後3時まで	一本松町役場	一本松町	
" 4日 午前10時から 午前11時30分まで	福浦公民館	西海町	
" 4日 午後1時から 午後3時まで	西海町公民館		
" 5日 午前10時から 午後3時まで	御荘町文化センター	御荘町	

" 6日	午前10時 午前11時30分	から まで	御荘町文化センター	城辺町
" 6日	午後1時 午後4時	から まで	城辺町社会福祉会館	
" 7日	午前10時 正	から まで	城辺町社会福祉会館	吉田町
" 10日	午前11時 午後3時	から まで	吉田公民館	
" 11日	午前10時 午前11時30分	から まで	J A えひめ南玉津支所	内海村
" 11日	午後1時 午後3時	から まで	J A えひめ南奥南支所	
" 12日	午後1時 午後3時	から まで	内海村役場	下灘公民館
" 13日	午前10時 正	から まで	下灘公民館	

" 13日	午後2時 午後3時	から まで	御横公民館	津島町
" 14日	午前10時 正	から まで	津島町商工会	
" 14日	午後1時 午後3時	から まで	津島町役場	日吉村
" 17日	午前10時 午後3時	から まで	日吉村役場	
" 18日	午前10時 午後3時	から まで	松野町町民センター	松野町
" 19日	午前10時 午後3時	から まで	広見町役場	広見町
" 20日	午前10時 午後3時	から まで	三間町役場	三間町

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年2月8日	特定非営利活動法人 ハンドインハンド南宇和	福 本 直 代	南宇和郡御荘町平城2177番地	この法人は、障害を持った者が健やかに地域社会で暮らせるよう社会の理解と支援を得るための地域社会づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

